

相模原市市民・行政協働運営型市民ファンドの運営に関する基本協定書

相模原市（以下「市」という。）と特定非営利活動法人 市民セクターゆめの芽（以下「運営団体」という。）は、相模原市市民・行政協働運営型市民ファンドの協働運営に関する要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）第2条の規定による相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド（以下「ファンド」という。）の運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、ファンドの運営について、市と運営団体の役割と責務などを定め、ファンドの安定した財源確保と助成事業の拡大を目指し、運営団体が効果的な運営技術を獲得することにより、寄附文化の醸成及び市民が市民活動団体の行う社会貢献活動を支援する仕組みの発展に寄与し、もって市民の創意と工夫にあふれる自主的なまちづくりを推進するため、必要な事項を定める。

（ファンドの名称）

第2条 ファンドの名称は、相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」とする。

（ファンドの運営の基本）

第3条 ファンドの運営は、要綱及び関連する法令等に従うとともに、市及び運営団体の協議により毎年作成する相模原市市民・行政協働運営型市民ファンドの運営に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）、事業計画書及び収支予算書に基づき行うものとする。

2 運営団体は、ファンドの設置及び運営を行い、市は、ファンドの運営に必要な支援を行う。

（市の役割と責務）

第4条 市の役割と責務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）ファンドの運営に必要な経費の一部を負担すること。
- （2）ファンドの運営に係る広報活動に必要な市の広報媒体を提供すること。
- （3）ファンドの運営に係る事業の実施会場の確保に努めること。
- （4）必要に応じてファンドの運営に関する調整を行うこと。

（市負担金）

第5条 市は、運営団体に対して、前条第1号の規定による必要な経費の一部を負担するため、年度協定書に定める負担金を交付するものとする。

（運営団体の役割と責務）

第6条 運営団体の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）次の事業を、事業計画書に基づき行うこと。

ア 市内に活動拠点を有する市民活動団体（以下「活動団体」という。）が、市民を対象とした社会貢献活動を行うにあたり、必要な経費の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）

イ 前号に規定する助成事業を行うために必要な寄附金を広く市民から集め、管理する事業（以下「募金事業」という。）

ウ 活動団体が行う助成金の申請、助成金を交付された活動団体（以下「助成団体」という。）が行う事業（以下「助成金交付事業」という。）の効果的な実施に必要な情報提供及び助成団体が行う実績報告の技術的指導等の支援事業（以下「支援事業」という。）

エ 助成団体の活動実績や獲得情報を他の活動団体に周知するための交流会の開催や冊子の作成等、活動団体の相互支援の仕組みを構築する事業（以下「ネットワーク化事業」という。）

オ その他、アからエまでの事業を実施するために必要な事業

2 運営団体は、市の負担金を事業計画書に定める業務の費用以外に充てることはできない。これに違反したときは、市はその違反に係る金額の返還を運営団体に請求することができるものとする。

3 ファンドの運営は、運営団体が自ら行い、第三者にその業務を委託しないものとする。

4 運営団体は、市の要請に応じ、ファンドの運営状況等に関する資料等を作成するものとする。

5 運営団体は、前月分のファンドの運営状況に関する報告書を作成し、毎月15日までに市に報告するとともに、毎年度終了後40日以内に前年度分のファンドの運営に係る事業報告書を作成し、市に提出するものとする。

6 運営団体は、認定特定非営利活動法人として国税庁長官の認定を受けることを目指し、必要な措置を講ずるものとする。

（審査会の設置）

第7条 運営団体は、前条第1項第1号アの助成事業の実施にあたり、公平かつ公正な審査を行うため、市と協議の上、助成金交付事業選考審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の委員は、学識経験者、市民活動団体関係者、企業関係者、市職員を含む5人以上10人以内で構成することとする。

3 審査会の委員は、互選により会長1名と副会長1名を選任する。

（審査会の所掌事務）

第8条 審査会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

（1）助成金交付事業及び交付額等の決定に際し、助成事業の審査を行い、運営団体に対

し意見を述べること。

(2) ファンドの財産の状況及び事業実施状況の監査に関すること。

(3) ファンドの事業効果の検証に関すること。

(市又は第三者への損害賠償)

第9条 運営団体は、ファンドの運営にあたって、その責に帰する理由により市又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

(事業計画書に定めのない事業)

第10条 運営団体は、ファンドの目的に適合し、かつ、ファンドの運営を妨げない範囲において、市と協議の上、自己の責任と費用により、事業計画書に定めのない事業を実施することができるものとする。

(個人情報の保護等)

第11条 運営団体は、ファンドの運営を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため特記事項（別紙）に掲げる事項を遵守するものとする。

(情報の公開)

第12条 運営団体は、ファンドの運営状況について市民に公表し、公開性、透明性のある運営に留意するものとする。

(環境配慮事項)

第13条 運営団体は、ファンドの運営にあたり、市の取り組む環境方針に基づき、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 「相模原市環境方針」の趣旨を踏まえ、ファンドの運営において省資源・省エネルギー、廃棄物の削減に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守する。

(2) 市への提出書類等については、原則として再生紙を使用する。

(3) 事業実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努める。

(4) ファンドの運営に伴って発生するごみについては、減量化、資源化及び適正な処理に努める。

(相互の連絡調整)

第14条 市と運営団体は、ファンドの運営について調整を必要とする事項について、適宜協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年6月11日から平成24年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この協定に定められていない事項又はこの協定に関し疑議が生じたときは、市と運営団体で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と運営団体がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年6月11日

相模原市中央2丁目11番15号

相 模 原 市

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市相模原4丁目7番10号

特定非営利活動法人 市民セクターゆめの芽

代表理事 柴 田 正 隆

特記事項

(趣旨)

第1条 この協定細目は、運営団体がファンドの運営を行うにあたり、作成・収集した個人情報（相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第2条の保有個人情報に準ずるものをいう。）は、運営団体が管理権限を有するものとし、個人情報を保護するため、その取扱いを定めるものである。

(法の遵守)

第2条 運営団体は、ファンドの運営を行うに当たり、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に従うほか、法の適用対象外の個人情報についても法の趣旨にのっとり適切に取扱うものとする。

(個人情報保護方針の作成)

第3条 運営団体は、ファンドの運営に関する個人情報保護方針を作成し、公表するものとする。

(運営団体の義務)

第4条 運営団体は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとする。

2 運営団体は、従事者が業務上知り得た個人情報を、その業務を退いた後も含め、みだりに他人に知らせないこと又は不当な目的に使用してはならないことを従事者に対し徹底するものとする。

(利用・提供等)

第5条 運営団体は、作成・収集した個人情報を、法の規定に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、利用目的外に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

(第三者への委託)

第6条 運営団体は、市の承諾を得た場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しないものとする。

(開示請求等)

第7条 運営団体が管理権限を有している個人情報に対する開示請求等については、法の規定に基づき運営団体が対応するものとする。

(開示に伴う個人情報の閲覧の手数料等)

第8条 個人情報の閲覧に係る手数料等は、条例に準じた扱いとする。

(報告)

第9条 運営団体は、管理業務を行うに当たり個人情報の漏えい、滅失及びき損があった場合には、市に速やかに報告し、その指示に従うものとする。